

令和8年2月1日執行 有田川町議会議員一般選挙

選挙運動費用収支報告書

(記載例2)

有田川町選挙管理委員会

一 目 次 一

書類名	ページ	提出日
1. ~3.	1	
4. 収入・支出の総括表 (1) 収入 (2) 支出	2	
4. 収入・支出の総括表 (3) 支出の科目別小計	3	
5. 収入の内訳	4	
6. 支出の内訳 費目 (1) 人件費	5	
〃 費目 (2 (1)) 家屋費 (選挙事務所費)	6	
〃 費目 (2 (2)) 家屋費 (集合会場費等)	7	
〃 費目 (3) 通信費	8	
〃 費目 (4) 交通費	9	
〃 費目 (5) 印刷費	10	
〃 費目 (6) 広告費	11	
〃 費目 (7) 文具費	12	
〃 費目 (8) 食糧費	13	
〃 費目 (9) 休泊費	14	
〃 費目 (10) 雜費	15	
領収書等を徵し難い事情があった支出の明細書	16	
報酬及び実費弁償一覧	17	
選挙運動費用・收支報告Q&A	18	
選挙運動費用・收支報告Q&A	19	

提出期限 / 令和8年2月16日
(選挙期日から15日以内)

選挙運動費用収支報告書

1. 令和8年2月1日執行 有田川町議会議員一般選挙

記載内容について説明できる方の連絡先を書いてください。

2.	氏名	有田川 太郎
公職の候補者	住所	和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018番地4
	連絡先	和歌山県有田郡有田川町大字金屋3番地 海南 三郎 52-〇〇〇〇

3. 令和〇年〇月〇日から
(第〇回分)
令和〇年〇月〇日まで

立候補準備のための収入・支出があるため、始期は告示日前の日付でもよい。

※添付書類……領収書または支出を証すべき書面

4. 収入・支出の総括表

(1) 収 入

今 回 計	寄 附	222,500	前 回 計	寄 附		総 額	寄 附	222,500
	その他の 収 入	1,500,000		その他の 収 入			その他の 収 入	1,500,000
	計	1,722,500		計			総 計	1,722,500

参 考	公費負担相当額 425,100円 (ポスター作成費) 公費負担相当額 12,016円 (ビラ作成費)	← 公費負担相当額を記載してください。
-----	---	------------------------

(2) 支 出

今 回 計	立候補準備の ための支出	823,000	前 回 計	立候補準備の ための支出		総 額	立候補準備の ための支出	823,000
	選挙運動のた めの支出	1,300,400		選挙運動のた めの支出			選挙運動のた めの支出	1,300,400
	計	(A) 2,123,400		計			総 計	2,123,400

(3) 支出の科目別小計（今回報告分について記入すること）

1 人 件 費	180,000 円	6 広 告 費	252,500 円
2 家 屋 費	395,000 円	7 文 具 費	72,000 円
(1) 選挙事務所費	375,000 円	8 食 糧 費	87,500 円
(2) 集合会場費	20,000 円	9 休 泊 費	0 円
3 通 信 費	20,000 円	10 雜 費	33,000 円
4 交 通 費	13,400 円		
5 印 刷 費	575,000 円	合 計 (B)	2,123,400 円

支出のうち 公費負担相 当額	項目	単価 (C)		枚数 (D)	金額 (C) × (D) = (E)
	ポスター作成費	1,950	円	218 枚	425,100 円
	ビラ作成費	7.51	円	1,600 枚	12,016 円
	計				円

※ (A) = (B)

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 月 日

2月16日(月)までに提出しなければならない。

出納責任者 住 所

氏 名

印

5. 収入の内訳

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 付 を し た 者			金銭以外の寄付 及びその他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名または団体名	職 業		
○月○日	5 0 0 0 0 0	その他の収入					自己資金
○月○日	1 0 0 0 0 0	寄 附	A町大字B × × 番地	甲野 太郎	農 業		
○月○日	9 2 5 0 0	寄 附	A町大字D〇〇番地	乙野 一郎	電機店	1日18,500円×5日	拡声器借上料無料
○月○日	3 0 0 0 0	寄 附	A町大字E□□番地	甲野 次郎	会社員	1日10,000円×3日	労務無償提供
○月○日	1 0 0 0 0 0 0	その他の収入					自己資金
「寄附」「その他の収入」の区別を明記すること。							
○1件1万円以下の収入については、「寄附」又は「その他の収入」の別により各収入日に おける合計額を1つの欄に記載すること。 ○「寄附」については、1件1万円以下のものについても各件ごとに記載して差し支えない。							
小 計	1 7 2 2 5 0 0						

6. 支出の内訳

費 目 (1) 人 件 費

6. 支出の内訳

費　目　(2(1))　家屋費（選挙事務所費）

6. 支出の内訳

費 目 (2(2)) 家屋費 (集合会場費)

6. 支出の内訳

費 目 (3) 通 信 費

6. 支出の内訳

費 目 (4) 交 通 費

6. 支出の内訳

費 目 (5) 印 刷 費

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金 錢 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名または団体名	職 業		
○月○日	4 2 5 1 0 0	立候補準備	ポスター印刷費	A町大字〇〇×番地	〇〇印刷所 〇〇〇〇			選挙公営
○月○日	3 4 9 0 0	立候補準備	ポスター印刷費	A町大字〇〇×番地	〇〇印刷所 〇〇〇〇			選挙公営超過分
○月○日	1 0 0 0 0 0	選挙運動	通常葉書印刷費	A町大字〇〇×番地	××印刷所 ×××			
○月○日	1 2 0 1 6	立候補準備	ビラ印刷費	A町大字〇〇×番地	△△印刷所 △△△△			選挙公営
○月○日	2 9 8 4	立候補準備	ビラ印刷費	A町大字〇〇×番地	△△印刷所 △△△△			選挙公営超過分
契約締結日を記載すること。								
「立候補準備」又は「選挙運動」の別を明記すること。 告示日前日(1/26)以前は「立候補準備」、告示日以降は「選挙運動」								
公営により町から作成費が支払われた場合も支出を計上すること。 しかし、収入には計上しなくてよい。 その結果、支出総額が収入総額を上回っても差し支えない。								
小 計	5 7 5 0 0 0							

6. 支出の内訳

費 目 (6) 広 告 費

6. 支出の内訳

費目(7)文具費

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者		金 錢 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名または団体名 職 業		
○月○日	50000		立候補準備	ボールペン等	A町大字〇〇×番地	〇〇文具店 〇〇〇〇	
○月○日	22000		選挙運動	ワッポン等	A町大字××〇番地	××文具店 ××××	
「立候補準備」又は「選挙運動」の別を明記すること。 告示日前日(1/26)以前は「立候補準備」、告示日以降は「選挙運動」							
紙、筆、墨、その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用など							
小計	72000						

6. 支出の内訳

費 目 (8) 食 糧 費

6. 支出の内訳

費 目 (9) 休 泊 費

6. 支出の内訳

費目(10) 雜費

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金 錢 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名または団体名	職 業		
○月○日	8000		立候補準備	電気・水道料	A町大字〇〇×番地	金屋株式会社		400円×20日
○月○日	25000		選挙運動	電気・水道料	A町大字〇〇×番地	清水株式会社		5,000円×5日
「立候補準備」又は「選挙運動」の別を明記すること。 告示日前日(1/26)以前は「立候補準備」、告示日以降は「選挙運動」								
光熱水費などを記載すること。								
小計	33000							

領収書等を徵し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支 出 の 金 額						区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徵し難かった理由
○月○日	9 2 5 0 0						選挙運動	拡声器借上料	拡声器無償提供のため
○月○日	3 0 0 0 0						選挙運動	労務者報酬	労務の無償提供のため
「立候補準備」又は「選挙運動」の別を明記すること。 告示日前日(1/26)以前は「立候補準備」、告示日以降は「選挙運動」									
	「領収書その他の支出を証すべき書面を徵し難かった理由」の欄には、当該事情を具体的に記載してください。								

1. 令和8年2月1日執行 有田川町議会議員一般選挙

2. 公職の候補者 住 所 和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018番地 4

氏 名 有田川 太 郎

3. 出納責任者 住 所 和歌山県有田郡有田川町大字金屋 3 番地

氏 名 海 南 三 郎

- 備 考 1. 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用および選挙運動のために支出した費用の区別を明記してください。
 2. 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、家屋贈与等）、員数等を記載してください。

選挙運動従事者、労務者に支給することができる報酬及び実費弁償一覧

区分	報酬	実費弁償			
		宿泊料	弁当料	茶菓料	鉄道賃・船賃・車賃
選挙運動に従事する者	選挙運動員	支給することができない			
	選挙運動のために使用する事務員	1日1人につき 15,000円以内 (超過勤務手当は支給する ことができない)			ア 鉄道賃=鉄道旅行について 路程に応じ旅客運賃等により算出 した実費額
	選挙運動のために使用する車上運動員 (いわゆるウグイス嬢等)	1日1人につき 20,000円以内 (超過勤務手当は支給する ことができない)	1夜につき 23,000円以内 (食事料2食分を含む。)	1食につき 1,500円以内 1日につき 4,500円以内 ※提供できる弁当の数の総量に 限度あり。 ※P19 Q&A8参照	イ 船賃=水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	専ら手話通訳のために使用する者	1日1人につき 20,000円以内 (超過勤務手当は支給する ことができない)			ウ 車賃=陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について路程に応じた実費額
	専ら要約筆記のために使用する者	1日1人につき 20,000円以内 (超過勤務手当は支給する ことができない)			
労務者 (人数制限はない)		1日1人につき 10,000円以内 (超過勤務手当は10,000円 の5割以内)	1夜につき 20,000円以内 (食事料を含まない。)	実費弁償としては支給する ことができない。 (弁当を提供した場合は、報酬 額から弁当代を差し引くこと)	支給する ことができない。 上に同じ

選挙運動費用・収支報告Q & A

Q 1. 自己の預金を引出し、または他人から借金をして、これを選挙運動費用に充てた場合は収入となるのか。

A 1. 選挙運動費用に関するその他の収入となる

Q 2. 政党が候補者に与える公認料は寄附か。

A 2. 寄附に該当する

Q 3. 報酬を支払わない車上運動員及び事務員等は、すべて「労務の無償提供」として収支報告書に計上するのか。

A 3. 車(船)上運動員、事務員、手話通訳者及び要約筆記者については、報酬を支給できることとされている。(公選法197の2②)
しかし、この規定はあくまで「使用する者」に対し「報酬を支給」する場合の規定であり、選挙運動は基本的に無報酬で行うことが原則であり、最初から自主的に無報酬で車上運動員、事務員等として従事したとしても、直ちに「労務の無償提供」とはならない。よって、この場合は収支報告書に計上する必要はないと解される。
ただし、報酬を支給するべき者として選挙管理委員会へ届出があり、候補者が報酬を支払う意思があるにも関わらず、従事した者が報酬を辞退した場合などは、当然「労務の無償提供」に当るので、収支報告書において寄附収入及び支出として計上する必要がある。

Q 4. 選挙事務所に使用する家屋を無償で借りた場合、選挙運動費用にどう算入すればよいか。

A 4. 本来、支払うべき借上料を支払わずに済んだという利益があるため、その借上料に相当する額を寄附収入として計上し、支出としても家屋費に計上する。また、領収書等を徵し難い事情があた支出の明細書にも記載する必要がある。ただし、自己が居住する家屋を選挙事務所とする場合は、計上する必要はない。

Q 5. 選挙事務所に電話を架設するために要した費用は、支出として計上すべきか。

A 5. 電話の架設費は家屋費として計上する必要がある。なお、電話料や電話機器のリース料については通信費として計上する。

Q 6. 個人演説会会場の駐車場の台数に限りがあり、来場者用に近くの有料駐車場に駐車してもらい、無料駐車券を渡すことしたいが、この駐車券の購入費は選挙運動費用として認められるのか。

A 6. 選挙人に対しての利益供与となるおそれがあるため、来場者に対し無料駐車券を渡すこと自体が認められない。

Q 7. 選挙運動員に600円の弁当を支給すると、1食の制限額1,000円とならないため、400円を現金支給することはできるのか。

A 7. できない。実費弁償はあくまで実費として支出がなされたものに対して弁償されるものでなければならない。

選挙運動費用・収支報告Q & A

- Q 8. 候補者が食材を用意し、炊き出しを行いカレー等を選挙事務所で選挙運動員や労務者に提供することは差し支えないか。
- A 8. 提供することはできるが、弁当の数の総量（町議選挙では225食（15人×3食×5日））、1食分の額（1,500円）及び1日分の額（3食4,500円）を超えてはならない。
また、労務者については、1食あたりの実費を報酬から差し引かなければならない。
- Q 9. 選挙事務所で弁当を渡せなかつたため、選挙運動員及び労務者と店舗で1人1,000円の食事をし、候補者がまとめて支払うことはできるのか。
- A 9. できない。選挙運動員及び労務者に対して提供できるのは、選挙事務所において提供する弁当に限られる。
設問の場合、選挙運動員は各自で支払い、候補者から食事代の実費弁償を受ける必要があり、選挙運動費用にも食糧費の支出として計上しなければならない。
労務者については、食事代の実費弁償を行うことはできないため、各自で負担することとなる。
- Q 10 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用は、すべて選挙運動費用に算入されないと解してよいのか。
- A 10 借上料、燃料代、修理代、タイヤ代、運転手の報酬・宿泊代などは選挙運動費用に算入されないが、自動車及び船舶に取り付ける文書図面に要する経費については、使用するためには要した費用とは認められないので、選挙運動費用に計上しなければならない。
- Q 11 収支報告書を作成するにあたり、「領収書等を徵し難い事情があつた支出の明細書」に公費負担によるビラ及びポスター作成費を記載するが、「支出の年月日」はいつの日付を記載することとなるのか。
- A 11 「支出の年月日」に記載する日付は、ビラ及びポスター作成に係る契約書の契約日を記載することとなる。
- Q 12 選挙運動費用について、候補者が支出したものうち、領収書の宛名が「〇〇後援会事務所」となっているが問題ないか。
- A 12 選挙運動のために、候補者が支出したものであれば、後援会の政治活動に係る支出と明確に区別するためにも領収書の宛名は候補者宛とすることが望ましい。
- Q 13 物資等の購入に際し支払った消費税は、選挙運動に関する支出にあたらないと解してよいのか。
- A 13 選挙運動費用に算入する必要がある。A. 13 選挙運動費用にあたらないものの中に租税はあるが、消費税は事業主が納税義務者であるため、選挙運動費用に算入する必要がある。
- Q 14 供託金は選挙運動費用に算入されるか。
- A 14 算入されない。